

撮影を主目的とした利用に関する厳守事項

最近、館内見学を楽しみに来館された方から、写真撮影者のマナー違反に関する声をいただいております。

撮影を主目的として利用される方は、必ず以下の事項をお守りください。

なお、マナーを守られていない場合、今後、撮影の制限について検討せざるを得なくなりますので、必ず守っていただくようお願いいたします。

守っていただきたい事項		確認チェック欄	
		申請者	撮影者
①市政資料館は重要文化財に指定されている建物です。建物（壁、床、柱、扉など）を傷つけたり、汚したりするおそれがある撮影行為はおやめください。 <u>機材の使用について、機材側の保護措置や床にシートを敷く等、必ず養生を行ってください。</u> <u>また、棄損の可能性のある大きな機材の使用は禁止します。</u>		☐	☐
②ラメ等の装飾物が落ちる衣装での撮影は禁止します。撮影前に受付にて衣装の確認を行います。万が一床面にラメ等が落下した場合は必ず清掃を行い、受付スタッフへご報告ください。		☐	☐
③一般の見学者（右の札を持っている方など）には、 <u>撮影をされている方から積極的にお声かけ</u> をして入館や通行をスムーズにできるようご配慮ください。		☐	☐
④資料館への入館や通行を妨げるような撮影はしないでください。玄関であればスロープを利用するなどして、特に玄関入口をふさぐことはおやめください。		☐	☐
⑤撮影機材や衣装小物類を中央階段室の床や玄関付近に放置しないでください。 （荷物の保管等が必要であればコインロッカーや有料の集会室をご利用ください。【裏面地図参照】）		☐	☐
⑥3階の復原会議室は特に重要な重要文化財指定部分となります。また、通行、見学の妨げとなりますので撮影はご遠慮ください。		☐	☐
⑦一般の見学者や閲覧室で調べものなどをしている利用者のご迷惑となりますので、撮影に際して、 <u>多人数で騒いだり、ポーズの指示などについて必要以上の大声を出したり</u> しないでください。		☐	☐
⑧撮影にあたって来館された方（被撮影者、カメラマン・スタッフ、親類等の同席者含めて全員）の人数をそれぞれ記入してください。	被撮影者 人	スタッフ 人	同席者等 人

市政資料館は、撮影のための貸しスタジオではありません。

一般の見学者や利用者に配慮した節度ある撮影へのご協力をお願いいたします。

※特に混雑時には、階段の縁に立たないなど、安全面にも気を付けて撮影してください。

撮影荷物置き場案内

